

消 防 消 第 9 2 号
消 防 広 第 1 5 9 号
令 和 8 年 3 月 2 7 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁消防・救急課長
消防庁国民保護・防災部広域応援室長
(公 印 省 略)

密集住宅市街地における火災防ぎょ計画の見直し等について（通知）

消防庁では、令和7年11月18日に発生した大分市大規模火災を受け、「大分市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催し、密集住宅市街地における消防防災対策のあり方について検討を行い、令和8年3月に報告書を取りまとめました。

本報告書では、大分市大規模火災において、風速や風向の変化に伴う飛び火により、延焼阻止線を越えて火勢が拡大したこと等から、延焼拡大時にも効果的な消防活動を実施できるような計画の策定が重要であると提言されております。

密集住宅市街地における火災防ぎょ計画については、「糸魚川市大規模火災を踏まえた「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」の指定要領等について」（平成29年7月31日消防消第193号）により策定を求めているところですが、本通知は、必ずしも延焼拡大後の対応を明確に想定したものではありませんでした。

このため、消防庁では、大分市大規模火災の教訓を踏まえ、下記のとおり、密集住宅市街地における火災防ぎょ計画の策定要領を作成しました。

各消防本部においては、本要領を参考に、地域の実情を十分踏まえた上で、すでに計画を策定している場合には見直しを、未策定の場合には策定を行うことが必要であり、国内において、大規模火災に発展する危険性が高い地域が広く存在することを踏まえると、可能な限り早期に着手していただくことが重要です。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して周知するとともに、適切に助言していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 密集住宅市街地における火災防ぎょ計画策定要領

別記1のとおり

第2 優良事例

密集住宅市街地における火災防ぎょ計画の優良事例について、別記2のとおり紹介する。各消防本部は、これらの優良事例を参考に、地域の実情に応じて追加又は修正を行うなど適宜活用されたい。

第3 その他

今後、密集住宅市街地対策における火災防ぎょ計画の見直し等の状況等について、消防庁からフォローアップ調査を行うとともに、必要な情報提供等を行う予定である。

【消防活動に関すること】

消防庁消防・救急課警防係

高木補佐、鈴木係長、小関事務官

電 話：03-5253-7522（直通）

E-Mail：keibou@ml.soumu.go.jp

【応援要請に関すること】

消防庁国民保護・防災部防災課

広域応援室広域応援企画係

岡田理事官、田中係長、宮島事務官

電 話：03-5253-7569

E-Mail：kouiki-kikaku@ml.soumu.go.jp

別記 1

密集住宅市街地における火災防ぎょ計画の策定要領

木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性が高い地域として指定された地域（以下「指定地域」という。）は

- ・道路狹隘で消防車両の進入が困難
- ・使用できる消防水利が限られ、消火用水が不足する危険性がある

などの特徴があり、消防活動は容易ではない。そのため、指定地域において効率的に消防活動を行うため、事前に計画を策定しておく必要がある。

これを指定地域に対する火災防ぎょ計画（警防計画）という。

第 1 計画の策定要領

大規模火災となる要因は地域により異なることから、各地域の特性を分析し、様式 1 から 7 により地域ごとに計画を策定する。記入要領は別添を参照し、各様式は必要により消防本部において適宜変更して使用すること。

なお、延焼の拡大に伴い、活動の重点が火元建物における人命救助や火勢制圧から地域全体の被害最小化へ移行することから、火災防ぎょ計画は、初動の消防活動だけではなく、延焼拡大時の対応も含めて策定しておくこと。

- ・様式 1 目次
- ・様式 2 警防計画説明書（その 1）：地域特性等
- ・様式 3 警防計画説明書（その 2）：火災発生直後の消防活動方針等
- ・様式 4 付近図（地域特性等）
- ・様式 5 警防計画説明書（その 3）：延焼拡大後の消防活動方針等
- ・様式 6 付近図（延焼阻止線等）
- ・様式 7 各隊行動計画（出動隊ごとに作成する。）

なお、計画策定の際には特に次に掲げる事項に留意して検討し、可能な限り様式に記入すること。

1 活動の重点

- (1) 地形、道路状況、建物状況、水利状況を分析し、これらの地域特性を勘案した活動の重点を検討しておくこと。
- (2) 密集住宅市街地では、延焼拡大が早く、消防力が劣勢となる可能性が高いことから、非番職員の召集や他本部からの応援を含め、必要な消防力を早期に投入すること。
- (3) 密集住宅市街地では、住家に囲まれ、周囲の状況把握が困難な場合もあることから、急激な延焼拡大により退路を断たれることがないように、無線等による情報共有や退路の事前確保など、安全管理に留意した活動を徹底すること。

2 地域特性の把握

- (1) 火災発生時における実際の消防活動を想定し、事前に現地調査を行い、道路ごとの車両進入可否の確認、地図上に示されない生活道路の把握等、消防活動に影響を及ぼす地域特性を把握しておくこと。

- (2) 延焼拡大時における部隊配置を適切に判断するため、重要建築物、危険物施設、空き家、医療機関等、人命や延焼拡大の危険に関する情報の把握に努めること。

なお、空き家に関する情報の把握にあたっては、「密集住宅市街地における空き家等に対する火災予防ガイドライン等について」（令和8年3月27日消防予第111号）を参照すること。

- (3) 現地調査により把握した地域特性は、地図や現地写真の活用、色分け表示等により職員の理解・活用が進むよう計画に反映しておくこと。

3 延焼拡大防止対策

- (1) 消防隊到着時の延焼範囲を、市街地火災延焼シミュレーションを活用する等して予測し、各隊の部署位置及び筒先配備に関する事項を具体的に検討し、計画しておくこと。
- (2) 消防隊による包囲を越えて延焼が拡大した場合に備えるため、市街地火災延焼シミュレーションを活用し、最悪の場合を想定した焼損エリアを予想し、延焼状況に応じた必要部隊数を計画しておくこと。
- (3) 急激に延焼が拡大した場合にも適切に対応するため、次の各号に掲げる事項に留意し、延焼阻止線の設定要領について計画に盛り込んでおくこと。

ア 延焼阻止線は、幅員のある道路、空地、耐火建築物、河川等を基点として設定すること。

イ 延焼阻止線の設定に必要な消防隊数は、筒先一口あたりの担当燃焼面の目安を約10mとし、各消防本部の車両・資器材や地域の実情等を踏まえて算定すること。

ウ 延焼阻止線の両側面にも部隊を配置して消火活動を行い、延焼阻止線に到達する燃焼面を縮小できるよう考慮すること。

エ 延焼阻止線を越えて延焼が拡大することを防ぐため、延焼方向、速度等を常に確認するとともに、「飛び火警戒要領の見直し等について」（令和7年10月29日消防消第463号消防・救急課長通知）に基づき、飛び火の警戒体制を確保すること。

オ 火勢、気象の状況その他の事情から延焼阻止線を越えて延焼が拡大する可能性がある場合は、多重に延焼阻止線を設定することを考慮すること。

4 避難誘導対策等

- (1) 延焼が広範囲となる場合を想定し、消防警戒区域の設定範囲、避難場所、避難勧告措置等について検討し、計画しておくこと。
- (2) 関係機関と連携し、区域内の要救護者に関する情報の共有に努めるとともに、消防活動と並行した避難誘導対策を計画しておくこと。

5 応援要請

- (1) 3、(2)の計画に基づき、延焼状況に応じて不足が見込まれる車両、資機材等を算定し、指定地域における具体的な応援要請基準を次のとおり定めるとともに、要請先や要請規模等についてあらかじめ検討しておくこと。

ア 指定地域において「強風注意報等の発表下において火災が発生した場合」、「〇棟以上延焼している場合」のように、具体的な事象の発生を引き金に応援要請をするよう定めておくこと。

イ 人員や車両・資機材が比較的充実している一定規模以上の消防本部においては、消防力が優位な分、応援要請が必要な具体的な事象が想定しづらいことから、別の災害に備えて管内全域で最低限待機しておくべき消防隊数を基にした要請基準を定めておくこと。

- (2) 各消防本部で定める緊急消防援助隊に係る受援計画についても、同じ内容を明記するか、火災防ぎょ計画を参照するよう定めておくこと。その際には、「緊急消防援助隊に係る消防本部の受援計画の一部見直しについて」(令和8年3月27日付消防広第160号)を参考とすること。

6 消防水利

- (1) 消火栓は、共倒れにならないよう、管径や系統を勘案して指定することとし、消火栓の配管口径や取水可能隊数等を計画に反映させておくこと。
- (2) 長時間の消火活動を考慮し、防火水槽等の有限水利を指定する場合は、給水(充水)隊を指定することとし、継続的に有効水圧を確保するため、自然水利等を活用した充水体制を計画しておくこと。
- (3) 必要口数を勘案し、簡易水槽などの仮設水利の設置、設置場所及び搬送要領を計画しておくこと。

また、協定締結している地元業者等に早期に水の搬送を依頼できるよう、要請手順や集結場所等を計画しておくこと。

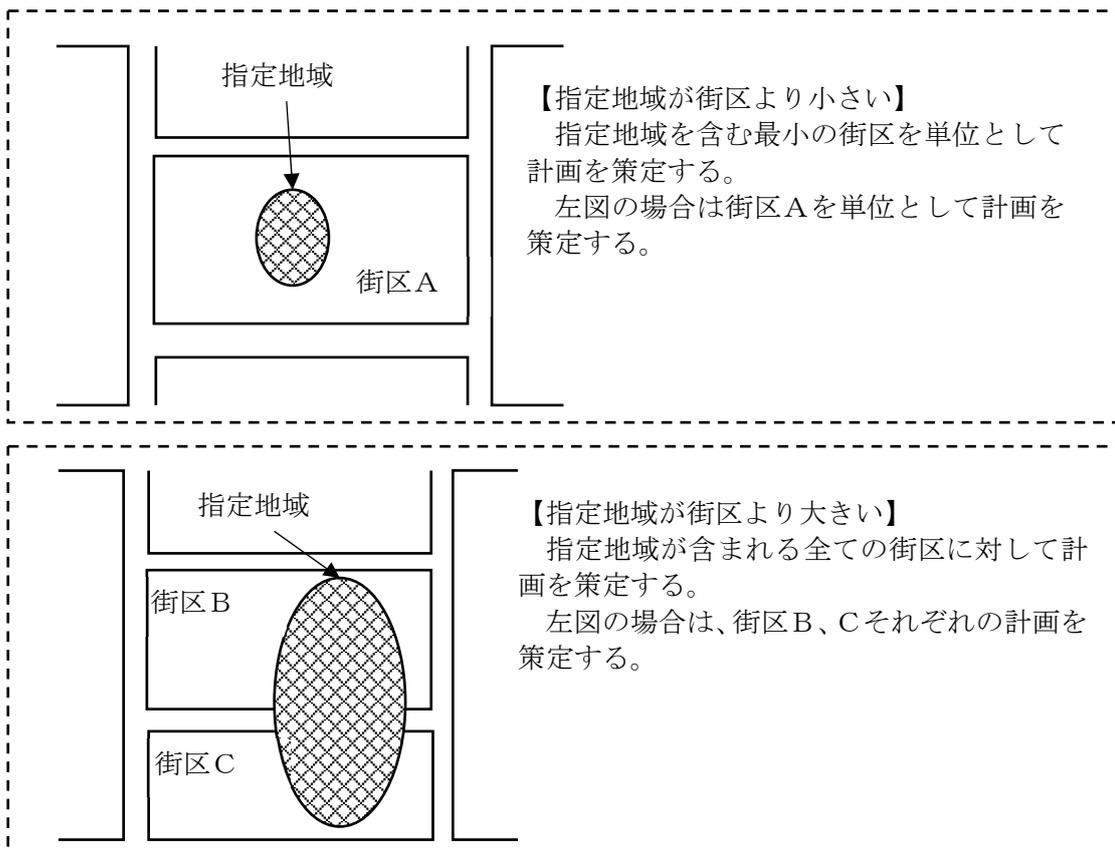
7 消防団との連携

管内の重要な消防力であることから、消防本部の実情に応じて、消防団の車両、可搬ポンプ等を勘案した計画を策定すること。

第2 計画策定上の留意事項

- 1 計画の策定単位は、原則として指定地域を勘案した街区単位(※)とする。
- 2 計画の策定単位面積が大きく、火点位置によって各隊の水利及び進入位置が異なる場合は、街区を分割して策定し、又は水利部署位置及び進入路等の指定は行わず、状況に応じた対応ができるよう計画する。
- 3 付近図には、ポンプ車及びホースカーの通行可否並びに街区内の建物状況(配置、構造等)がわかるよう、明示する。
- 4 道路、建物、水利等の状況と管内の消防力を勘案し、実態に即した計画を策定する。

※ 指定地域を勘案した街区単位の考え方



密集住宅市街地における火災防ぎょ計画の記入要領

様式2 警防計画説明書 (その1)		作成 (修正) 年月日		年	月	日			
指定地域警防計画	①消防署	地域名称	②	地域 No.	③				
地域町丁目	④	建 物	耐火造	⑤	棟 ()	世帯数	⑥	世帯	
			防火造		棟 ()	人口		人	
地域面積	⑦	棟	木造		棟 ()	予想焼失面積	⑨	m ²	
建ぺい率	⑧	数	計		棟 ()	必要消防力	⑩		
地域特性	⑪							※空き家がある場合は、内数に明示	
出場 区分	隊名	水利 (指定・予定)		任務	活動概要				
		種別	所在 (容量)						
第一	⑫	⑬		⑭	⑮				
第二									
消防団	団名	台数		任務・水利等					
	⑯	⑰		⑱					

【様式2】 警防計画説明書（その1） 記入要領】

①	管轄する消防署名を記入する。
②	地域の名称を記入する。
③	地域 No. を記入する。
④	所在（地域）を記入する。
⑤	地域内の構造別の棟数を記入する。空き家がある場合は、内数に明示する。
⑥	地域内の世帯数、人口を記入する。
⑦	地域面積を記入する。
⑧	地域内の建ぺい率を記入する。
⑨	予想焼失面積を記入する。
⑩	包囲するために必要な隊数と口数を記入する。
⑪	地域の特性を記入する。 （例） 木造・防火造建築物が密集、道路狹隘で消防車両進入不能、住宅が多く、人命危険が高い、地域の南側が崖地のため、進入方向が限られる
⑫	出動隊を記入する。
⑬	⑫の部署する予定水利を記入する。 種別：公設消火栓、防火水槽、自然水利など（例：消火栓 100 号、防火水槽 200 号） 所在：番地、号数（消防本部内でわかるように） 容量：防火水槽等の有限水利の場合はその容量を記載する。（例：40 t、100 t）
⑭	⑫の主な任務を記入する。 （例） 消火活動
⑮	⑫の活動概要を記入する。 （例） 風横側から延焼方向に包囲部署して消火活動を行う。
⑯	当該地域に出動する消防団名（分団であれば分団名）を記入する。
⑰	⑯の消防ポンプ自動車の台数、積載車の台数、手引きポンプの台数をそれぞれ記入する。
⑱	⑯の予定水利や活動について記入する。 （例） ○○隊は、A 川に部署し、防火水槽 No. 100 の充水活動を実施 ○○隊は、指揮本部の下命事項に基づく活動を実施

様式3 警防計画説明書(その2)

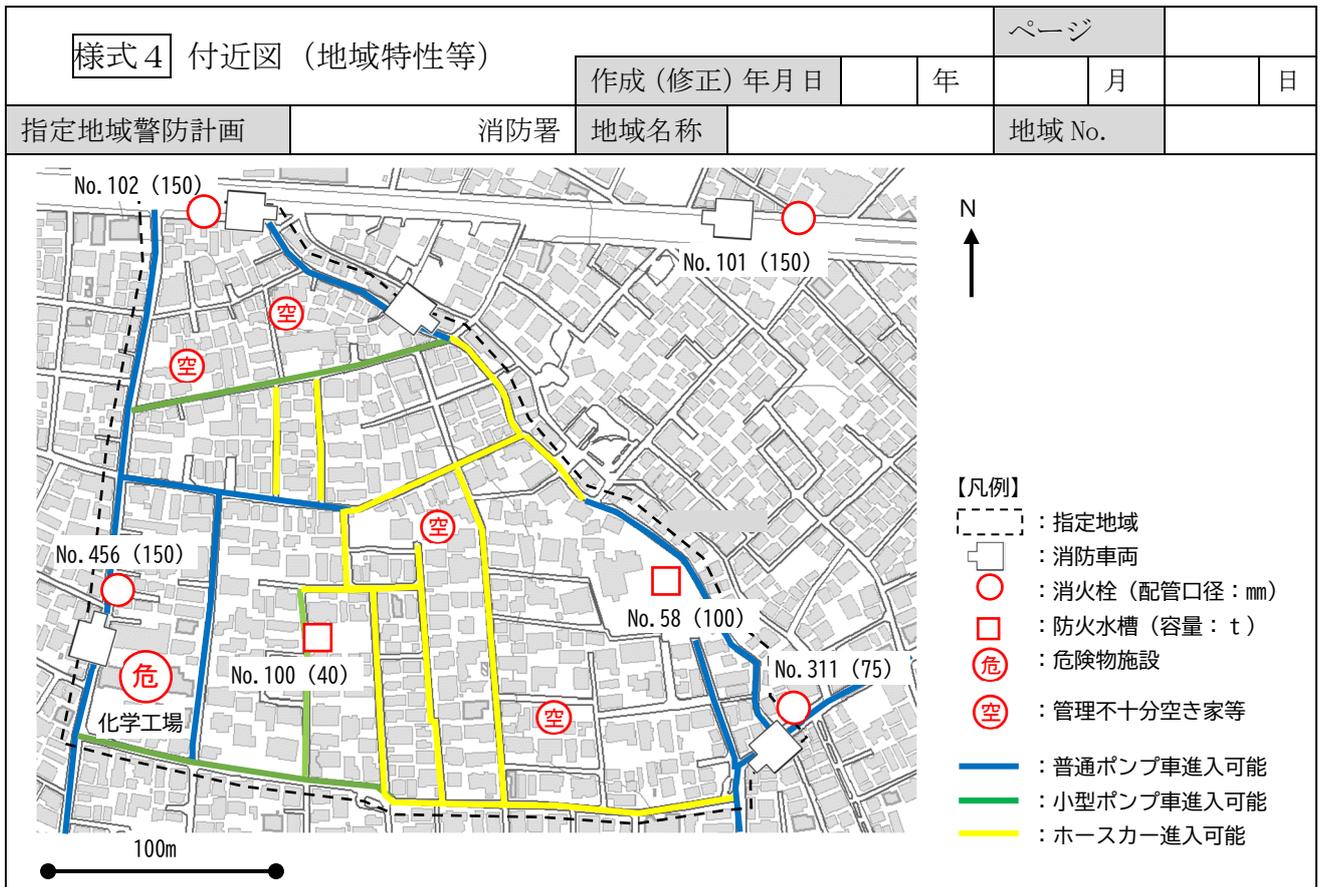
作成(修正)年月日		年		月		日
-----------	--	---	--	---	--	---

指定地域警防計画	① 消防署	地域名称	②	地域 No.	③
----------	-------	------	---	--------	---

項目	内容				
地形 道路状況	④				
建物状況	⑤				
水利状況	⑥				
活動の重点	⑦				
救助・避難 誘導対策	⑧				
安全管理上の 留意事項	⑨				
その他の 留意事項	⑩				

【様式3】 警防計画説明書（その2） 記入要領】

①	管轄する消防署名を記入する。
②	地域の名称を記入する。
③	地域 No. を記入する。
④	<p>地形と道路状況の特性を記入する。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形は平坦であるが、南側から北側の〇〇通りに向かって緩やかに上る傾斜地となっている。 ・道路は東側を除き幅員が狭く、ポンプ車での進入は困難な地域である。西側は普通ポンプ車が途中まで進入できる。 ・道路は迷路状に入り組んでいることから、退路の確保に留意する。 ・北、東側が崖地のため、車両の進入は南側からの一方偏集となる。
⑤	<p>建物状況の特性を記入する。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裸木造、木造、防火造の2階建ての専用住宅がほとんどを占めている。老朽化した建築物が混在する密集地域であることから延焼危険は極めて高い。 ・住宅が多く、高齢者が多く居住する地域である。 ・空き家が多く、火災予防上の管理が不十分な状態の空き家も散見される。 ・東側に化学工場（危険物施設）がある。
⑥	<p>水利状況の特性を記入する。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防水利が不足している地域である。 ・東側 200mを流れる〇〇川からの遠距離送水を考慮する。
⑦	<p>活動の重点を記入する。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風位、風速及び延焼状況により、飛火警戒隊を指定するとともに、具体的な警戒範囲を示す。 ・当該地域は地理水利の関係から車両での部署が一方向となることから筒先による火点を包囲する。 ・現場指揮本部は原則として〇〇公園に設置する。これによりがたい場合は、〇〇通りの安全な場所とする。状況により局面指揮所を設ける。 ・応援隊の集結場所は〇〇通りとし、集結した隊から具体的任務を付与する。 ・防火水槽への充水隊を指定し、継続的な消火活動を実施する。
⑧	<p>救助及び避難誘導対策を記入する。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝たきりのほか要援護者のいる世帯について、早期救助に当たる。 ・延焼方向の避難、救助を優先し、同時に避難路を確保する。 ・避難先は指定の〇〇小学校とし、延焼状況によっては避難勧告、避難指示を市町村と連携して実施する。
⑨	<p>安全管理上必要な情報を記入する。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民等から延焼拡大要因となるような危険物等の有無を確認する。 ・プロパンガスボンベが多数あることから早期除去を考慮する。 <p>プロパン納入業者連絡先 〇〇商会 電話番号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽建築物が多いことから、消火活動中、残火処理中の建物倒壊に留意する。
⑩	その他の必要な事項について記入する。



【様式4】 付近図（地域特性等） 記入要領

- ①地域の付近図を添付する。方角記載。
 - ②縮尺はホース延長等の目安のためできる限り記載する。
 - ③通行可能道路を明示する。（色分け）
 - ④消火栓、防火水槽等の消防水利及び水利番号を記載する。（水利記号は赤色）
 - ⑤大規模木造建築物、危険物施設、火災予防上の管理が不十分な空き家等があれば、対象物名称等とともに明示する。
 - ⑥出場隊の部署予定位置を明示する。
- ※その他、必要な事項を適宜記載する。
- ※必要に応じて広域な付近図と詳細の付近図を作成する。（複数ページによる構成）

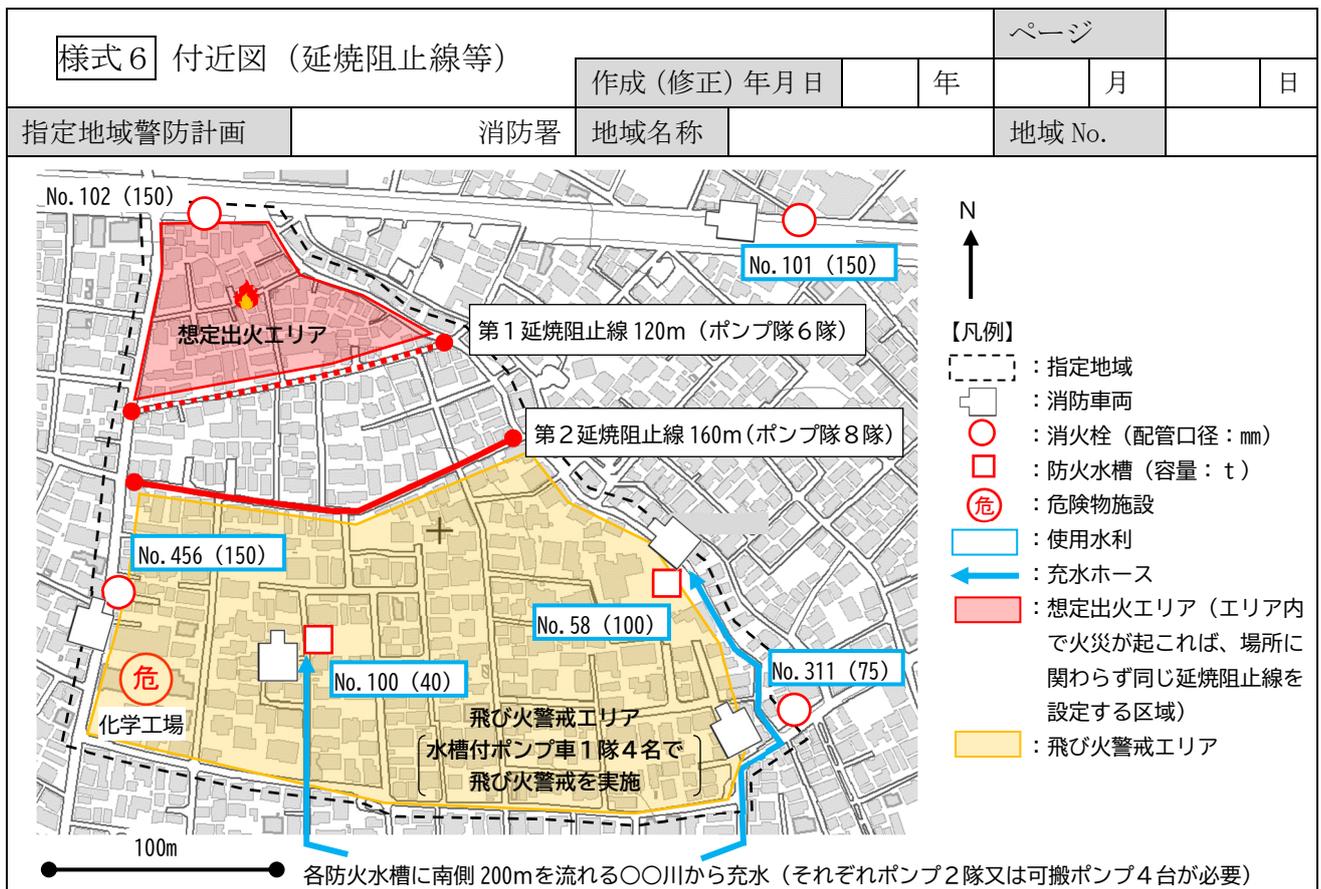
様式5 警防計画説明書(その3)

作成(修正)年月日		年		月		日
-----------	--	---	--	---	--	---

指定地域警防計画	① 消防署	地域名称	②	地域 No.	③
項目	内容				
活動の重点 (延焼拡大後)	④				
延焼阻止線 (延焼拡大後)	⑤				
水利状況 (延焼拡大後)	⑥				
必要部隊数 (延焼拡大後)	⑦				
応援要請 (延焼拡大後)	⑧				
安全管理上の 留意事項 (延焼拡大後)	⑨				
その他の 留意事項 (延焼拡大後)	⑩				

【様式5】 警防計画説明書（その3） 記入要領】

①	管轄する消防署名を記入する。
②	地域の名称を記入する。
③	地域 No. を記入する。
④	<p>延焼拡大後の活動の重点を記入する。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火元建物の包囲を越えて延焼が拡大した場合には、現場指揮本部に即報したうえで、速やかに延焼阻止線の設定に移行する。 ・消防本部内に対策本部を立ち上げ、応援部隊の調整、長期ローテーションの構築等を行う。
⑤	<p>延焼阻止線の設定に必要な情報を記入する。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇公園の空地に第1延焼阻止線（60m）、国道〇号線に第2延焼阻止線（150m）を設定する。 ・筒先一口あたりの担当燃焼面は10mとし、1隊で20mの延焼阻止線を設定できるものとする。 ・風速5 m/s 以上の場合は、水槽付きポンプ車を飛び火警戒隊に指定し、延焼阻止線の外側を巡回させる。
⑥	<p>延焼拡大後の活動に必要な水利状況を記入する。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1延焼阻止線を設定する場合は、〇〇公園内の防火水槽に、海水からの充水体制を確保する。 ・第2延焼阻止線を設定する場合は、国道〇号線の東側200mを流れる〇〇川からの遠距離送水を考慮する。
⑦	<p>必要部隊数の算定に必要な情報を記入する。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1延焼阻止線の設定：放水隊（2隊）、送水隊（2隊） ・第2延焼阻止線の設定：放水隊（5隊）、送水隊（2隊） ・飛び火警戒隊：水槽付きポンプ車（1隊）
⑧	<p>応援要請基準等を記入する。</p> <p>【要請基準の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強風注意報が発表されている場合 ・〇棟以上延焼している場合 ・第2延焼阻止線を設定する場合 ・遠距離送水を行う場合 ・消防本部内で最大規模となる第3出動体制に移行した場合 ・当該火災出動により、管内全域で待機する消防隊が〇隊以下となった場合 <p>【要請先の例】</p> <p>隣接消防本部、地域ブロック、県内全域、民間事業者（コンクリートミキサー車等）、緊急消防援助隊（遠距離大量送水小隊等）</p>
⑨	<p>延焼拡大後の活動に伴う安全管理上必要な情報を記入する。</p> <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇地区は袋小路が多いことから、必ず退路を確保したうえで活動する。
⑩	その他の必要な事項について記入する。



【様式6】 付近図（延焼阻止線等） 記入要領

- ① 想定出火エリアに応じた延焼阻止線の設定位置を地図上に明示する。
 - ② 延焼阻止線を越えて延焼が拡大した場合に備え、可能な限り、複数の延焼阻止線を記載する。
 - ③ 延焼阻止線の設定に必要なポンプ隊数を記載する。
 - ④ 使用水利を明示し、自然水利等からの充水が必要な場合には、取水場所と必要なポンプ隊数等を記載する。
 - ⑤ 飛び火の発生が懸念される場合は、必要な部隊数、警戒エリア等を地図上に明示する。
- ※その他、必要な事項を適宜記載する。
- ※個別の出火地点を事前に特定することが困難であることを踏まえ、延焼阻止線が複数となる可能性を想定し、必要に応じて複数の付近図を作成する。

様式7 行動計画説明書

作成（修正）年月日		年		月		日
-----------	--	---	--	---	--	---

指定地域警防計画	①	消防署	地域名称	②		地域 No.	③
部隊名	④		地域町丁目	⑤			
項目	内容						
予定水利		種別・名称	所在・目標				
	第1水利	⑥					
	第2水利						
	第3水利						
任務	⑦						
行動	⑧						
備考	⑨						

【様式 7】 行動計画書 記入要領】

①	管轄する消防署名を記入する。
②	地域の名称を記入する。
③	地域 No. を記入する。
④	部隊名を記入する。
⑤	所在（地域）を記入する。
⑥	予定水利の種別、番号を記入する。 （第 1 水利は警防計画説明書（その 1）の⑬と同じ。）
⑦	主な任務を記入する。 （警防計画説明書（その 1）の⑭と同じ。）
⑧	部署位置からの隊の具体的な行動を記入する。
⑨	その他必要な事項を記載する。

密集住宅市街地における火災防ぎょ計画の優良事例

消防活動に影響を及ぼす可能性がある地域特性について計画に記載している例

塩釜地区消防事務組合消防本部

○道路ごとの車両進入可否や、一般の地図には記載がない獣道等について明示しているほか、当該地域が傾斜地にあることについて言及し、安全管理上の留意事項について記載している。

様式第1号（第20条関係）

密集危険区域警防活動計画

整理番号		第 5 号			
区域・町名 (丁目番地)		市 番地内 西側一帯			
区域(地域)の特性		この地域は市道 線の東側に位置し高台で古民家が多い地域である。			
出 動 隊 名	塩釜1	塩釜2	化学1	多賀城2	
	水槽1	救助1	化学3	利府2	
第2出動以外の出動については、現場最高指揮者の判断による。					
水 利 状 況	区域内水利	区域内に250mm消火栓が1箇所あるが高台のため水量・水圧を考慮する必要がある。			
	隣接区域の水利	区域南側には40t貯水槽1基・150mm消火栓1箇所、西側に150mm消火栓2箇所、北側に300mm1箇所と350mm1箇所の消火栓がある。			
防ぎょ活動時における活動方針の重点項目	道路狹隘地区のため先着隊は後着隊の活動障害とならないよう部署位置を考慮し連絡を密にして包囲した部署隊形に務めること。				
人命救助を必要とする箇所及び対策	防火対象物は無いが、一般住宅での災害時要援護者を想定し情報収集する必要がある。				
避難誘導の場所及び対策	区域内には公園や広場等はなく北西側に梅の宮神社がありそれぞれに拡声器等を使用した誘導が必要である。				
爆発物、危険物等の有無及び数量	特になし。				
その他警防上・安全管理上の注意事項	傾斜地域で道路凍結時には、階段等で転倒受傷等の安全管理が必要である。				

2号車は進入可能だが1号車は進入不可



密集地域への進入口



2号車は進入可能だが1号車については曲がり角に石が積み上げられており、電柱やミラーがあるため進入不可

外周の赤線は、区域を表し、区域内の赤線は車両通行不能を表す。
黄色線は、1号車クラス走行可能を表す。
青線（斜め線含む）は、2号車クラス走行可能を表す。



2号車は進入可能だが1号車は進入不可



獣道があり、歩行者のみ進入可能



道は塞がれてしまっているが、隣にある駐車場から歩行者のみ進入可能

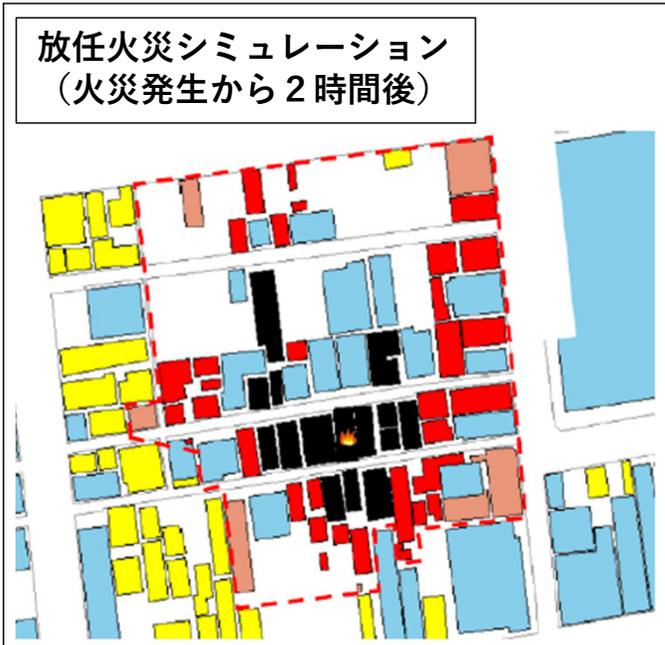
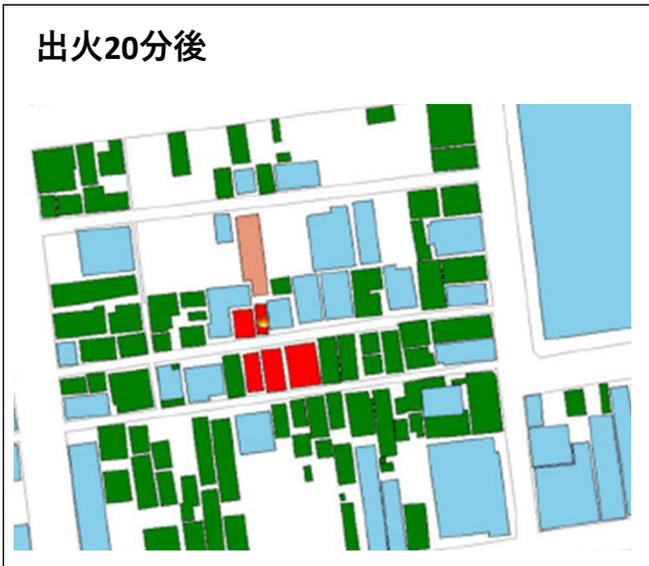
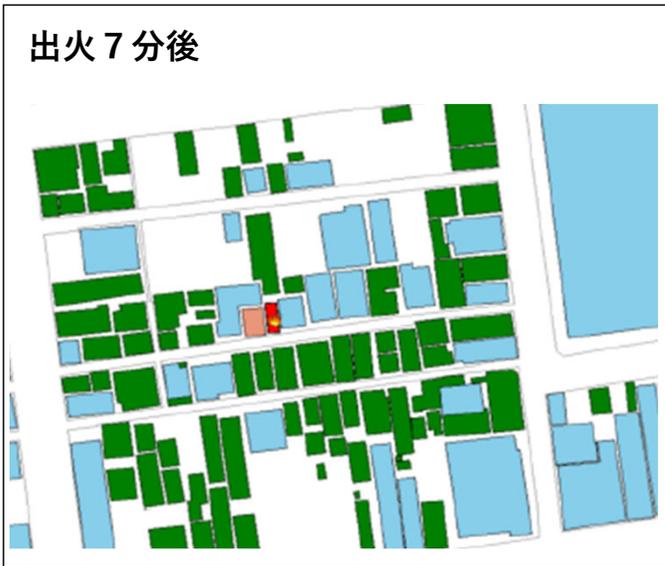
※消防本部の火災防ぎょ計画をもとに、個人情報等が含まれないよう消防庁により再構成

市街地火災延焼シミュレーションについて計画に記載している例

いわき市消防本部

○市街地火災延焼シミュレーションの図を計画に記載し、延焼規模に応じた部隊配置について検討しやすくしている。

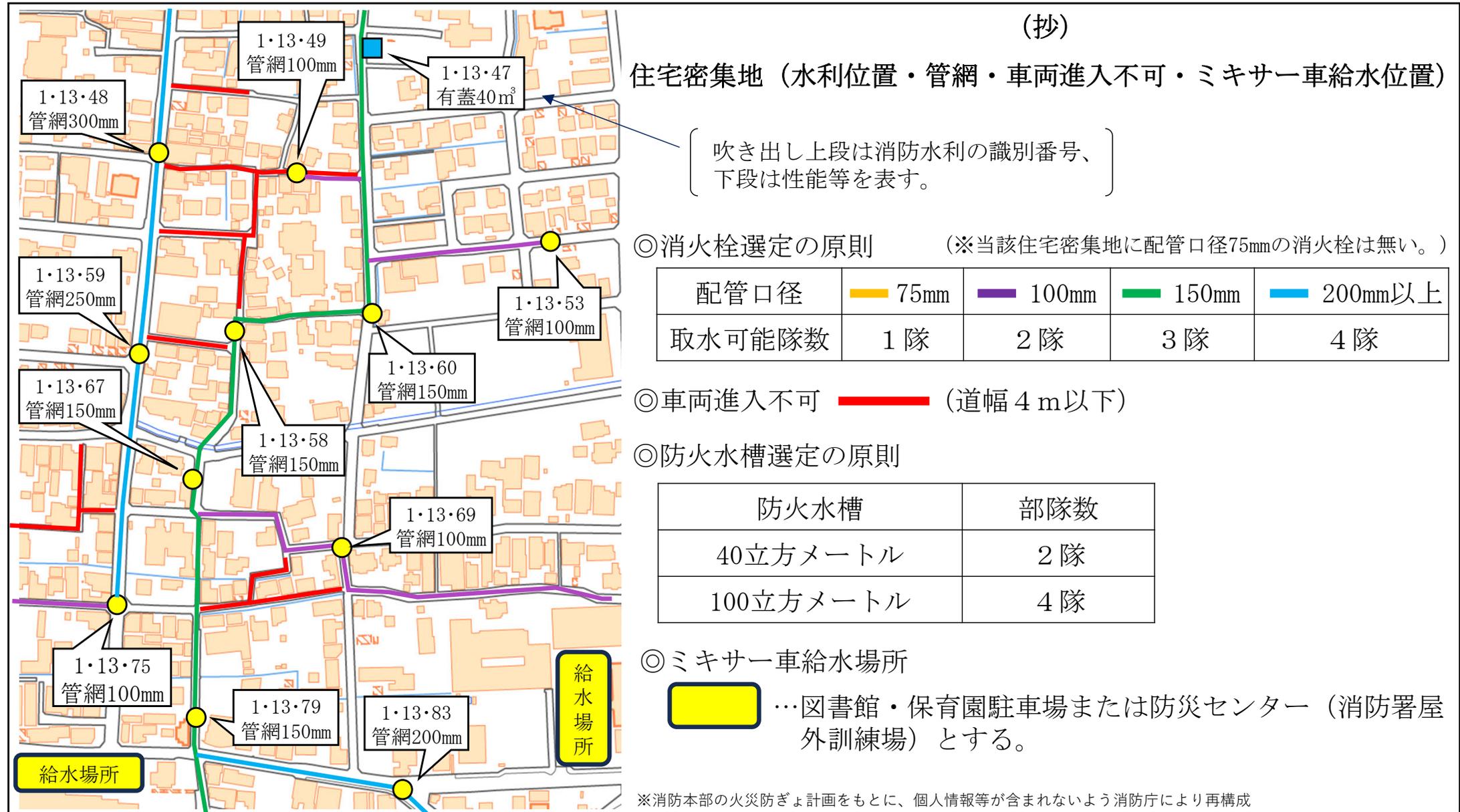
警防計画書（その2）		No.	1
作成（修正）年月日		7	年 10 月 27 日
計画名称	特別消防活動指定区域警防計画	区域名	■■■■町
所属	■■消防署	項目	内容
地形道路状況	<ul style="list-style-type: none"> 区域内には、市道が東西に3本走っている。（3本の内、中央及び南側の市道は消防車両進入不可）。 ネオン看板等が道路上に突き出ているため部署時に高さ、幅寄に注意する。 路上駐車両多数あり。特に夜間のホース延長時に注意する。 東側の■■■通り上、西側の■■■通り上、南側の市道■■■線上及び北側の国道■■■号上のみ梯子車は設置可能である。 		
建物状況	<ul style="list-style-type: none"> 3～4階建ての雑居ビルが密集している。 隣棟間隔が狭い（特に東西間が2m未満多数）。 古い雑居ビル群に古い木造住宅が点在している。 防火造及び無窓階の雑居ビルが多い。 		
水利状況	<ul style="list-style-type: none"> 街区周囲の消火栓は基準内である。 路上駐車多いため水利上に駐車されている可能性あり。 建物通路をホースラインに利用し、ホース延長本数を減らす。その際、飲酒客等に注意する。 		
活動の重点	<ul style="list-style-type: none"> 隣棟間隔が狭いため強風時には積極的に応援隊を要請する。 夜間は飲酒目的の不特定多数者が多いため早期に警察に規制を依頼する。 隣棟間隔が狭く、さらに2階以上の建物が多いため三連梯子及びかざり付き梯子を積極的に使用し、立体的に消火活動を行う。 		
救助・避難誘導対策	<ul style="list-style-type: none"> 一時的な避難は■■■館内（営業時間内）とする。 ■■■パーキング、■■■駐車場及び■■■駐車場東側空地にも避難可。避難場所は統一すること。 雑居ビル各テナント内における逃げ遅れ者等の確認を徹底する。 		
安全管理上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 雑居ビルにパラベットが多数見受けられるため頭上に注意する。 通路が狭く素早い退避が難しいため、外壁の落下及び建物倒壊の兆候に注意し安全管理者を置く。 飲酒客等の予測不能の行動に十分注意する。 電線が低い位置を通っているため、感電に注意する。 吸排気口を統制し、対面放水に注意する。 		
その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 水損防止を踏まえた活動を実施する。（水損防止シート設定、筒先数の設定） <p>【強風時の活動について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 延焼拡大方面（風下）に筒先を集中的に配備し消火活動にあたる。 活動隊員の安全管理を十分に考慮する。 高層建築物の風下側及び建物間の路地等は、風速が増し風が巻く等により飛び火の危険性が高いため、飛び火への警戒を怠らないよう考慮する。 長時間の活動が予想されることから100トン容量の防火水槽や消火栓への水利部署し十分な水量を確保する。 空地や道路等を利用して防御線を早期に選定する。 付近住民が速やかに避難できるように早期の広報を実施する。 		



消防水利の確保について計画に記載している例

能美市消防本部

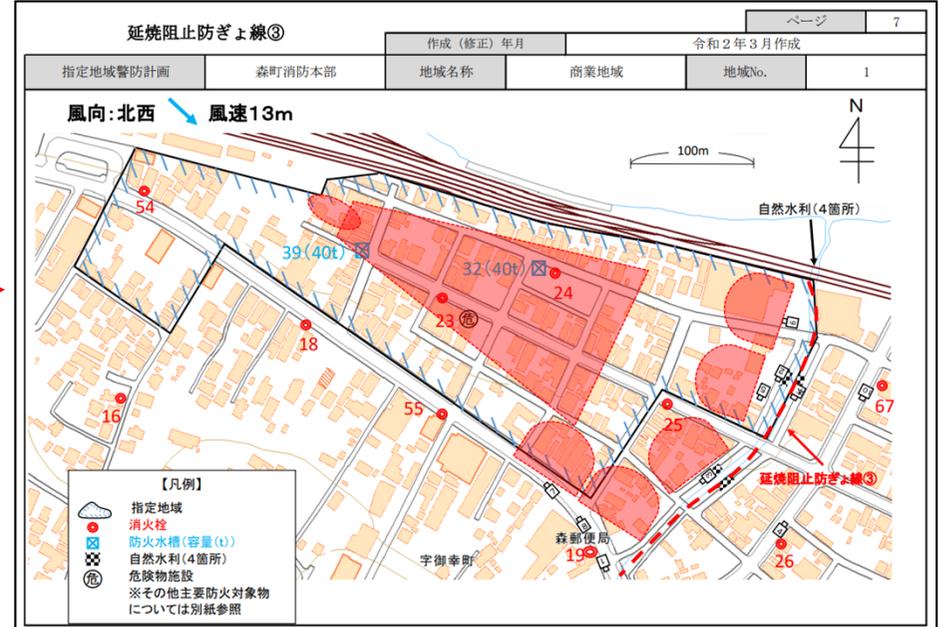
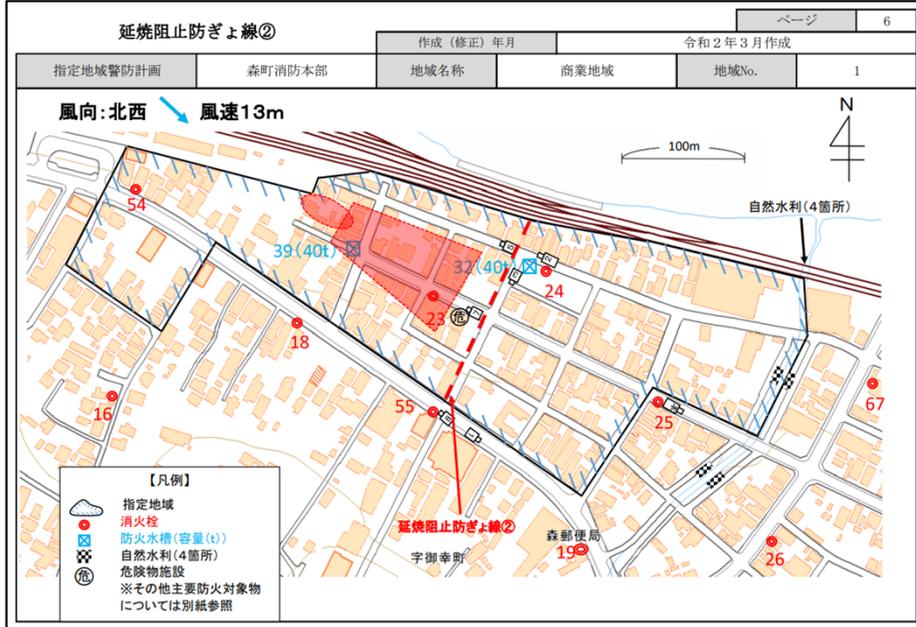
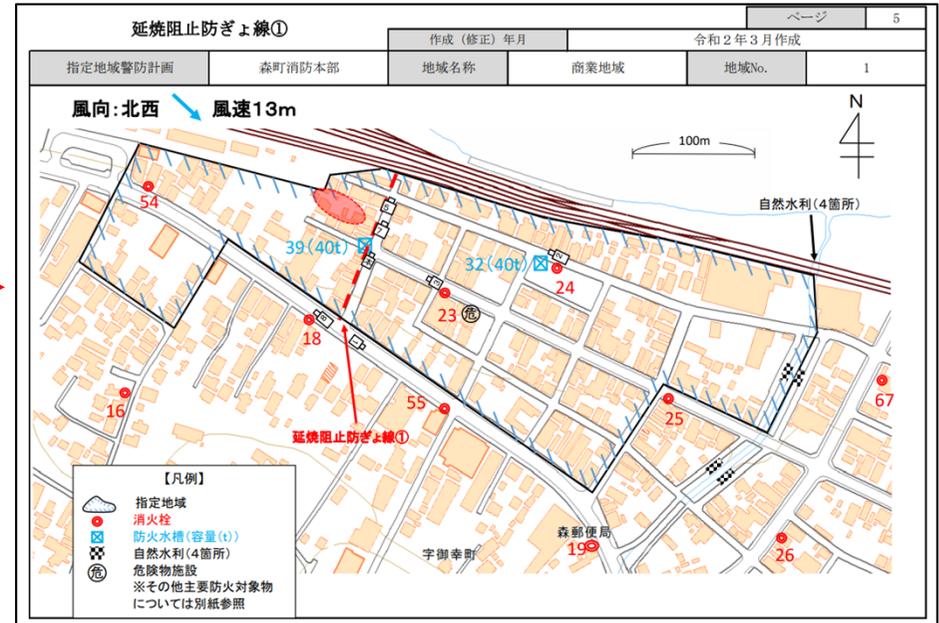
○消火栓の配管口径や防火水槽の容量を地図上に明示し、取水可能隊数を記載している。さらに、関係機関によるミキサー車給水場所を地図上に明示している。



多重の延焼阻止線について計画に記載している例

森町消防本部

○延焼拡大に応じた延焼阻止線（延焼阻止防ぎよ線）の設定要領について、具体的に記載している。



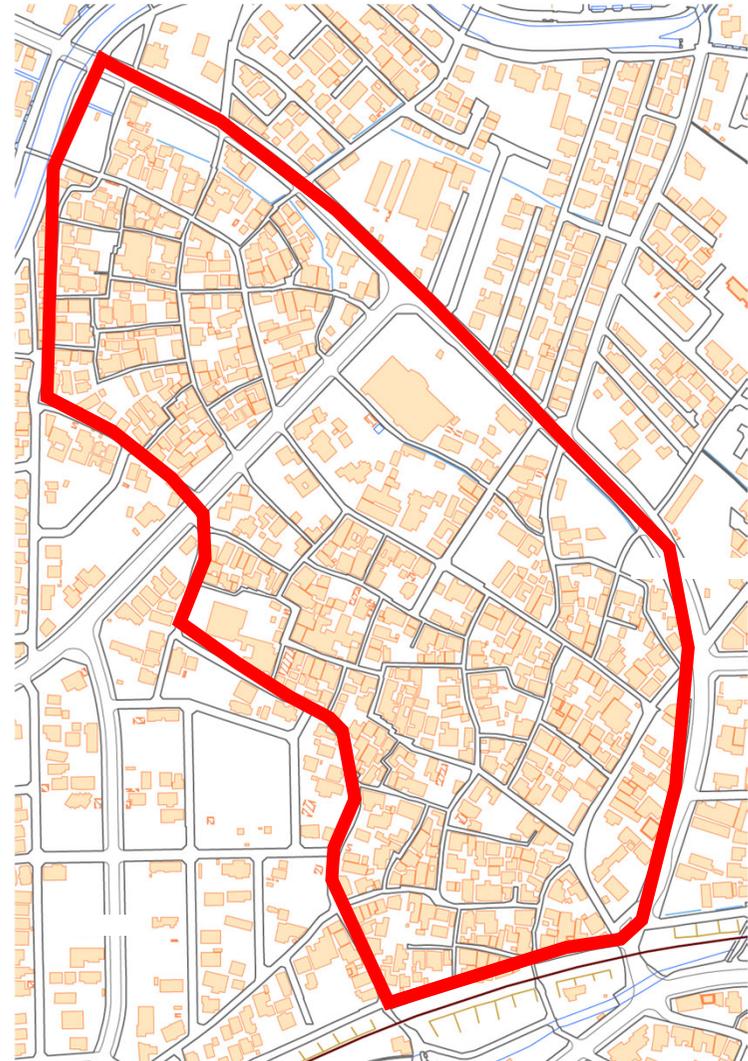
延焼拡大時の安全管理について計画に記載している例

赤穂市消防本部

○退路確保の必要性について計画に盛り込んでいる。

警防計画説明書 (その2)		ページ							
		作成(修正)年月日	30	年	10	月	16	日	3
指定地域警防計画	赤穂 消防署	地域名称	■地区	地域No.	2				
項目	内容								
地 形 道路状況	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域の東側から北側にかけて国道■号線があり、南側はJR■線の敷道に接し、北側は■川に接している。 ・道路は東側・北側・西側の道路を除き幅員が狭く、タンク車の進入は困難な地域である。 ・道路は迷路状に入り組んでいることから、隊員の退路の確保に留意する。 								
建物状況	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅が大半を占めており、老朽化した建築物が混在する密集地であることから延焼危険は非常に高く、火災による家屋の倒壊にも注意が必要である。 ・古い年代に製造された屋根やスレートは隙間から火の粉が侵入し、早期に着火に至る可能性がある。 								
水利状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消火栓は比較的多い地域ではあるが、配管口径が小さいことから、努めて配管口径100mm以上の消火栓に部署する。 ・■川及び防火水槽は、主に第2出動隊及び消防団が使用する。 ・長時間の活動となる場合、防火水槽への補水体制を確保する。 								
活動の重点	<ul style="list-style-type: none"> ・風向、風速及び延焼状況により、飛火警戒隊を指定し、具体的な警戒範囲を早期に決定する。 ・強風下においては、風下側への水利部署は避け、風横側とする。 ・現場指揮本部は、当該地域北側の国道等、安全な場所に部署するとともに、状況により前進指揮所を設置する。 ・防災ヘリを活用した上空からの情報収集や消火について検討し、必要に応じ要請を行う。 ・応援隊の集結場所は国道沿いとし、各隊に指揮本部から具体的任務を付与する。 								
救助・避難誘導対策	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線を活用した住民への避難勧告・避難指示を行う。 ・防災ヘリ・はしご車等の上空からの避難誘導を行う。 ・避難場所は近隣の■公園または■公園等とする。 								
安全管理上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼拡大要因となるような危険物等の有無を確認する。 ・プロパンガスボンベを使用していることから、関係機関と協力し早期除去を考慮する。 ・老朽建築物も多いことから、消火活動及び残火処理時の建物倒壊に留意する。 								

【参考】当該地区の道路状況（地理院地図）



消防活動の詳細について計画に記載している例

彦根市消防本部

○延焼阻止線の設定要領について、具体的に記載している。

道路狹隘地区警防計画（抄）

3 延焼阻止線設定要領

- (1) 延焼阻止線は、有効河川または幅員のある道路、空地、耐火建物群などを境として、街区内の火災を徹底的に消火し、火流を延焼阻止線から迎え撃つ。
- (2) 延焼阻止線の所要消防力の設定は、概ね一口の火面長を 10m 以内として算定する。
- (3) 延焼阻止線の投入部隊は、主として消防団を充て、指揮本部から指名を受けた常備消防隊が注水位置、方向を指示する。
- (4) 火勢を弱めるため、延焼阻止線に近い延焼街区内の建物にも適宜注水を行う。
- (5) 大火流が延焼阻止線に到達するまでの間、火流の両側面から消火し、少しでも延焼阻止線到達時の火面幅を小さくすることも考慮する。
- (6) 火流が延焼阻止線に到達する直前になれば、一斉に放水を始め、火勢を弱めて反対側の街区への延焼を阻止する。
- (7) 地表の火流等を常に確認するとともに、上空の飛び火にも細心の注意を払い、飛び火が延焼阻止線を越えないよう常に監視する。

高山市消防本部

○消防隊が行う救助・避難誘導について、具体的に記載している。

救助・避難 誘導対策

要救護者が住居する世帯について、早期救助に当たる。（1件台帳登録あり）

延焼方向の避難、救助を優先し、同時に避難路を確保する。

避難先は、指定避難場所：煥章館とし、延焼状況によっては避難勧告、避難指示を市と連携して実施する。

消防団との連携について計画に記載している例

府中町消防本部

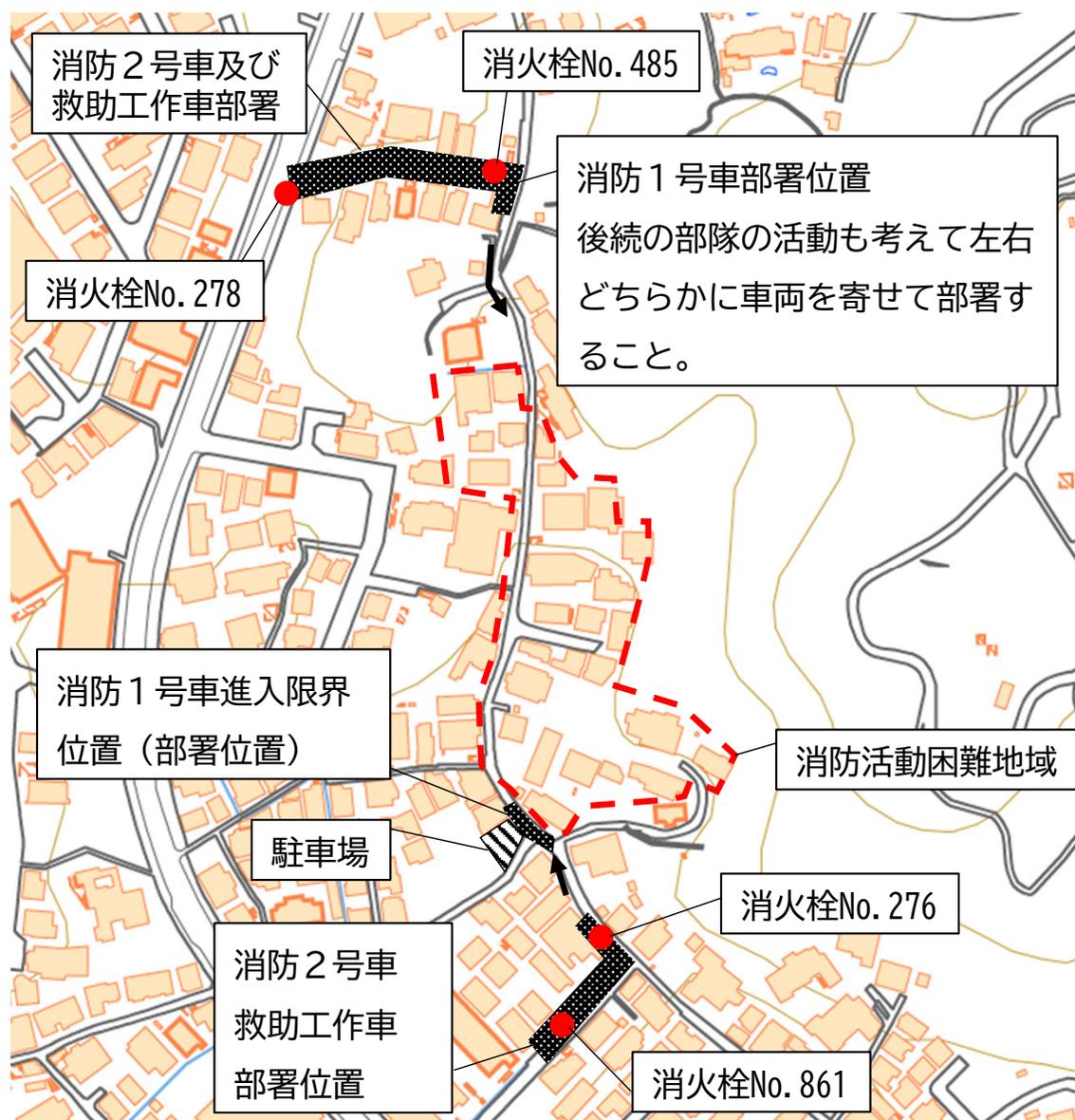
○消防団の活動について、具体的な内容を定めている。

消防活動困難地域消防計画（抄）

（消防団の基本的活動）

消防団の活動については、原則として現場指揮者の指揮下に入り常備消防隊の活動支援が主となるが、消火栓への部署が必要な場合には、消火栓No.861（予備的に消火栓No.276）へ部署することとし、新たに筒先包囲態勢の確保が必要な場合には、消火栓No.485への部署による包囲態勢での消火活動も考慮する。

また、大火の場合には、更に大きな筒先包囲態勢を取るか、風向きや延焼状況を勘案して必要な場合には住民の避難誘導を優先して行うこととする。



※消防本部の火災防ぎょ計画をもとに、個人情報等が含まれないよう消防庁により再構成